



請 書

「裁判所職員採用広報用PR映像作成業務」に関し、最高裁判所（以下「発注者」という。）とメディアフォーユー株式会社（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別添仕様書（以下「仕様書」という。）により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行する。

（業務の名称、期間等）

第1条 業務の名称、納入期限、作業内容等、納入場所及び請負金額は次のとおりとする。

- (1) 名称 裁判所職員採用広報用PR映像作成業務
- (2) 納入期限 仕様書のとおり
- (3) 作業内容等 仕様書のとおり
- (4) 納入場所 最高裁判所【所在地：東京都千代田区隼町4番2号】
- (5) 請負金額 金414,720円（うち消費税及び地方消費税額30,720円）

（業務完了の検査）

第2条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を書面等により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。

（代金の支払）

第3条 受注者は、前条第2項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

（履行遅延の賠償）

第4条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかったときは、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前2項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、前項の場合においては遅延した業務部分に対する請負代金相当額に対し、遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合でそれぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

（秘密の保持）

第5条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第6条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

- (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
 - 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
(受注者の契約解除権)

第7条 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を遂行することが不能となった場合には、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
(違約金)

第8条 前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として請負金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(契約の疑義)

第9条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

平成28年10月17日付け「裁判所職員採用広報用PR映像作成業務」契約について、以上の条項により、お請けいたします。

平成28年10月21日

受注者 東京都世田谷区祖師谷三丁目30番4号
SAビル3階
メディアフォーユー株式会社
代表取締役社長 里田 隆

最高裁判所支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦 殿